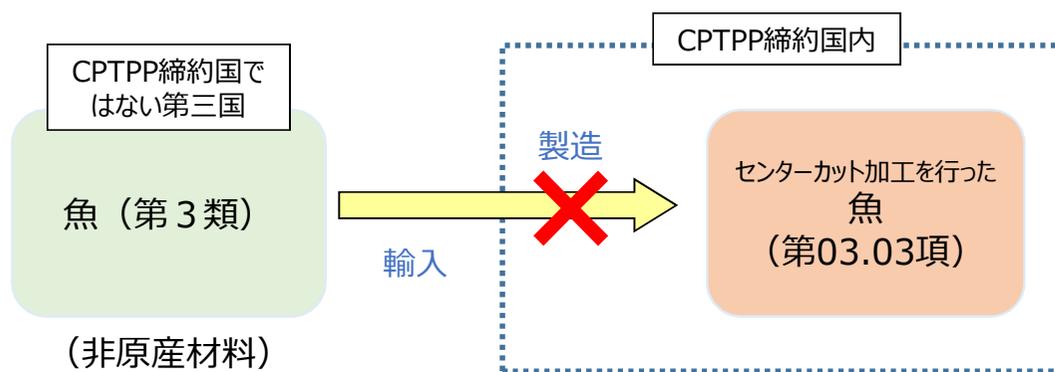


産品名	魚	HS番号	第03.03項 (HS2012)
協定名	CPTPP	特惠符号 (申告時の原産品申告書等の記載)	PSR (品目別原産地規則を満たす製品)
品目別原産地規則	CC		
概要	材料及び製造工程を確認したところ、非原産材料である魚 (第3類) をCPTPP締約国内においてセンターカット加工を行ったものであることが判明。当該非原産材料の魚は第03.03項の品目別原産地規則を満たさない。したがって、CPTPP上の原産品と認められない。		



品目別規則を満たすための要件

魚 (第3類) は原産材料であることが必要